

学長・塾長・校長

横浜市教育委員会事務局
教 職 員 人 事 部
教 職 員 育 成 課
課 長 小 原 健 人

令和4年度実施の横浜市立学校における教育実習*において留意することについて（通知）

惜春の候 貴学におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市教育行政に御協力いただき、大変ありがとうございます。

さて、3月25日付で文部科学省から発出された、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（3文科教第1398号）（以下、「同文部科学省通知」という。）を踏まえた、令和4年度実施の横浜市の教育実習における対応について、次の事項を御確認ください。

また、学生への御指導をお願いいたします。

※ 本市の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において実施する教育実習、養護教諭の教職課程における養護実習、栄養教諭の教職課程における栄養教育実習を「教育実習」と表記します。

1 同文部科学省通知を踏まえた本市の考え方

本市学校へは、教育実習の実施を原則とした上で、次の2つのケースに該当する場合は、教育委員会事務局へ相談するよう伝えていきます。

【ケース1】 学校のスケジュール等により、大学等が希望した期間での実施が難しい場合

【ケース2】 新型コロナウイルス感染症にり患するなど、実施が不可能な場合

例：実習2週間前から開始までの間に、教育実習生（家族等含む）がり患した場合や、実習校で教職員（家族等含む）又は児童生徒（家族等含む）がり患した場合 等

※新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない場合は、実習期間の短縮や、実習を中止することがあります。

2 大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底

大学等において、学生への新型コロナウイルス感染防止に関する指導の徹底、及び、万全な対策を講じていただくことをお願いいたします。また、実習前の「横浜市教育実習生健康チェック票」*の記入や検温の徹底をお願いいたします。

※「横浜市教育実習生健康チェック票」は、次のWebページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/bosyusaiyou/jisshu/kyoikujisshu.html>

3 実習校の状況についての事前指導

実習校は、コロナ禍で大変困難な状況である中で教育実習生を受け入れている、ということについて学生へお伝えいただき、十分理解した上で実習に臨むよう御指導ください。

4 大学等から実習校への連絡

新型コロナウイルス感染防止に関して大学等でどのような指導・対策を講じているか、及び、実習生の健康状況について、実習開始前に実習校へ御連絡ください。

5 実習前、実習生の健康状況が芳しくない場合

実習前、健康状況が芳しくない実習生については、大学等の責任において、教育実習への参加を中止してください。その場合、実習校及び、教職員育成課へ御連絡ください。

6 実習中・実習終了後、実習生の体調が悪くなった場合

実習中も大学担当者と教育実習生が連絡をとれる体制を作り、教育実習生の体調が把握できるようにしてください。実習中に体調が悪くなった実習生については、大学担当者と実習校が連絡を取り合い、場合により、実習を中止してください。その場合、教職員育成課にも御連絡ください。

また、実習終了後に学生の感染が判明した場合も、速やかに、実習校及び教職員育成課へ御連絡ください。

7 実習時期の変更、実習内容の精選

本市学校へは、新型コロナウイルス感染症の影響等によりやむを得ない場合を除き、原則、教育実習を実施するよう通知しています。しかしながら、感染症の影響等による行事等の日程変更などにより、実習期間の短縮、実習時期の変更、実習内容の精選等を行う場合があることを御了承ください。

担当 横浜市教育委員会事務局
教職員人事部教職員育成課
教育実習担当 佐藤、太田
電話 045-411-0517
FAX 045-411-0533
E-mail ky-renkei@city.yokohama.jp